平成２６年（フ）第３０９号
大分市大在北１丁目９番14―２号、開始決定時の住所大分市けやき台２丁目3633番地の81
破産者　熊谷　知美
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９号
鹿児島県鹿児島市大竜町３番13―402号
破産者　松藤千代德
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３５号
青森県八戸市大字尻内町字平中後27番地１　コーポ指月８号、前住所青森県八戸市大字白銀町字南ケ丘３番地３　コーポ平内３号
破産者　村井とも子
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
富山県中新川郡上市町稗田６番地１　稗田定住促進住宅２号棟207号
破産者　坂井登志雄
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４３号
金沢市京町28番４号　やよい寮
破産者　木下　直美
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６８５号
札幌市中央区南11条西６丁目１番３号　いちい荘１階
破産者　佐藤　眞子（旧姓北川）
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２号
福岡県大川市大字三丸742番地９
破産者　本　　和代
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第１２０５号
愛知県長久手市武蔵塚1205番地１
破産者　笠原　明仁
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１０号
名古屋市天白区久方１丁目149番地　相生山団地第15号棟第206号室、住民票上の住所愛知県日進市東山６丁目605番地
破産者　渡邉　憲政
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２７号
大阪府和泉市のぞみ野２丁目1257番地の５　レピア和泉中央802、開始決定時の住所堺市南区晴美台１丁35番13号
破産者　久保　律子
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６０５号
長崎県長崎市三川町930番地60、開始決定時の住所熊本市中央区鍛冶屋町６番地　204号朝日プラザ鍛冶屋町
破産者　杉安　友一
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６７６号
熊本県菊池市泗水町永2800番地43
破産者　岩谷　光代
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９９号
茨城県北相馬郡利根町大字布川2557番地50、前住所千葉県柏市今谷上町10番地12　ファミリーハイツ201号
破産者　有賀　　崇
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
兵庫県西宮市五月ケ丘７番22号
破産者　久安　健二
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４２号
広島県三次市西酒屋町1395番地２
破産者　丸田　都子
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第１８号
広島県三次市十日市西２丁目８－４レオパレスＬＴＪ103、住民票上の住所兵庫県尼崎市塚口本町７丁目12番１号サンハイツ柏本306号
破産者　小畑　和美
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第１６号
大分県中津市本耶馬渓町東谷238番地
破産者　立木　　誠
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係